

なや

ひとりで悩んで いませんか？



しょう しゃ ぎゃくたい ふせ 障がい者への虐待を防ぎましょう

2012(平成24)年に障害者虐待防止法が施行されました

この法律は、障がい者の尊厳をそこなう虐待を防ぎ、障がい者の権利を守るために定められたものです。「何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならない」とはつきり示されています。



ぎゃくたい どんなことが虐待にあたりますか？

●虐待には、養護者（家族、同居人など）によるもの、福祉施設や福祉サービス事業などの従事者によるもの、職場の経営者、上司などの使用者によるものの3分類があります。

しんたいてきぎゃくたい 身体的虐待

殴る、蹴る、つねるなどの暴力。無理やり食べ物や飲み物を口に入れる。縛り付けたり、部屋に閉じこめたりする。

しんりてきぎゃくたい 心理的虐待

怒鳴る、侮辱する、無視するなど不安やおびえを引き起こす行為をする。

ほうきほうにん 放棄放任 (ネグレクト)

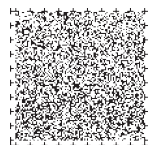
十分な食事を与えない、必要な医療を受けさせない、服や部屋が汚れたまま放置する。

せいてきぎゃくたい 性的虐待

わいせつな言葉を言ったり、映像を見せる。性的関係を強要する。無理やり、または拒否が出来ない障がい者の身体に触れたり、触らせたりする。

けいざいてきぎゃくたい 経済的虐待

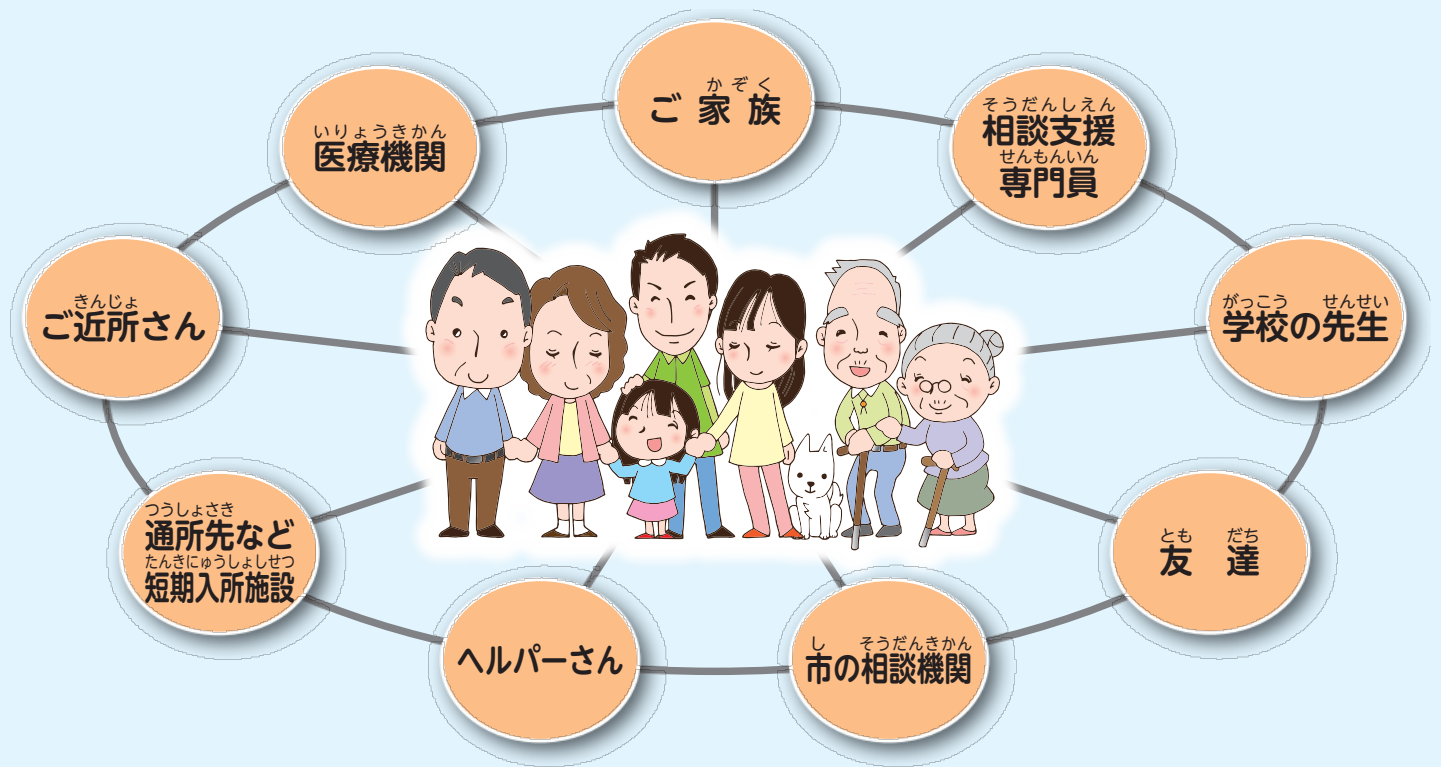
年金や賃金を渡さなかったり、勝手に使う。日常生活に必要な金銭を渡さない。





ようごしゃ かた てだす きゅうそく ひつよう
養護者の方には手助けや休息が必要です。

障がいのある方の養護者の中には、「私が元気なうちは」「家族が面倒を見なければ」というお気持ちから、外部に手助けを求めることをためらう方も多いようです。障がい者虐待が発生する背景のひとつとして「家族・養護者の心身の負担が大きい」ことがあげられます。社会的なサービスが活用されていけば防げたり、最悪の事態には至らなかったかもしれないという事例が多くあります。「これくらい、頑張れば大丈夫なはず」と考えて一人で悩まず、公的機関や専門機関に相談し、さまざまなサービスや制度を活用しましょう。

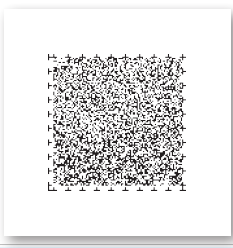


しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう ぎゃくたい ようごしゃ ばつ もくてき こうてき きかん
 * 障害者虐待防止法は、虐待した養護者を罰することが目的ではなく、公的な機関に対して「養護者に対する支援を行う」ことを求めています。



ひみつ まも
秘密は守られます。

そうだん ぎゃくたいつうほう ばあい そうだんしゃ つうほうしゃ ひみつ まも あんしん そう
 相談や虐待通報があった場合、相談者・通報者の秘密は守られます。安心してご相談ください。



ふじさわししょう しゃぎゃくたいぼうし (藤沢市役所本庁舎2階 障がい者支援課内)
藤沢市障がい者虐待防止センター
 電話 0466 (50) 3528 FAX 0466 (25) 7822
 夜間・休日 0466 (25) 1114